

農民自治と農民運動

岩 本 由 輝

一、
村研の本年度の共通課題は、「農村自治——史的展開と現状——」ということ、すでに何人かの方が「農村自治」ということをめぐって、それぞれの見解を明らかにしておられる。それらのなかで、とくに「研究通信」の一〇号において、安原茂氏は「農村が農民の構成する社会である限り、△農村自治▽とは、△農民自治▽にほかならないし、そこに問われるのは、いかなる農民がいかなる自治をいかにして可能にしうるかという問題にほかならない」（傍点原文）と述べ、また島崎稔氏は「住民の諸要求を実現する運動としての『地方自治』と、国民の統治構造の一環としての『自治体』または『地方自治制度』、この自治体によって行われる『地方行政』、このぐらいの区別はつけて、その相互の関連を問うところに課題がされることを知っておいた方が都合がいい」（傍点原文）と主張されておられ、私もまさにその通りであると思うわけであるが、ただ現実日本に第二次世界大戦前の各時期における「農村自治」を検証

しようとするとき、それは必ずしも「△農民自治▽にほかならない」といった形では現われず、さまざまに屈折した姿でしか、それをとらえることはできない。そして、あるいは、そうしたことは現在において、いえるのではなからうか。とにかく、第二次世界大戦前の具体的な事例を追って行くと、「自治」とか「革新」ということばは、もっぱら右翼用語で、今日、私たちが使っているような意味では決して用いられていなかったということを銘記しておく必要があろう。

山形県では「農村自治」の問題を取り扱って行くと、必ず山形県農村自治講習所というものにつきあたる。このことを抜きにして、山形県では現在でも「自治」ということは語れないし、それを媒介にして「農村自治」・「農民自治」を論ずる場合、どうしても農本主義の方向に引きつけられてしまう。それは、山形県自治講習所の出身者が現在でも山形県庁や各自治体、あるいは農協関係のかなり地位にいるからでもあるが、彼らが加藤完治あたりに指導された意味での「農村自治」に今でも相当の親近感を持っていることは否めない事実である。彼らは、第二次世界大戦後の風潮のなかで、これまでそうした考え方をあまり表に出さないうたが、今日のような農村の状況をみるにつけ、やはり加藤のやったことには個々に誤まりがあったとしても、全体としては正しかったという認識を持ち、最近の「むら」の見直し論とか共同体の復権論とか地域主義といった風潮のなかで大いに鼓舞されているということを、私としては大いに肝に銘じて置かなければならないと感じている。

これまで、いわゆる進歩派は、農本主義とか右翼とかいうものに對して、それを単なる時代錯誤的な存在として、戲画的に扱うことが多かった。しかし、そのようなやり方が通弊化している状況のも

とでは、実はそうすることによって農本主義や右翼をみずからの意識のなかで矮小化して嘲笑し、自己満足的に安心感をえているのにすぎないのであって、かえってこの本質を見失なわせる結果に陥っているのではなからうか。とにかく、「農村自治」ということが、かつてにおいては、私たちが考えているものとは対極的な意味で用いられていたという事実は見逃せない。その基盤となったものは決して失なわれていないのであるから、第二次世界大戦後の民主化の成果を過信する姿勢が、もしあるとすれば、いささか安易といわざるをえない。その点をきちんと見ずえることから、本年度の共通課題の論議は展開されて行く必要がある。

山形県自治講習所は、大正四（一九二五）年一月一日に山形市六日町に山形県が当時すすめていた大正天皇即位大典記念事業の一環として開設されたもので、地方自治振興の上から必要な農村における指導的中堅人物の養成をめざし、那須皓の「国民高等学校と農民文明」において説かれていたところを設置にあたっての基本プランとしている。そのさい、山形県としては、農村における指導的中堅人物の養成という名目で、具体的には自治行政担当者の養成機関とすることを意図していたわけであるが、初代所長として迎えられた加藤完治は、その教育方針として、単なる自治行政担当者に対する法制や事務の講習を行なうのではなく、農村の中堅指導者の育成に重点をおくことを公然と表明し、寛克彦のいう皇国精神をふまえた農本主義による精神教育の実施ということを正面から打ち出している。そして、加藤は所長をつとめるうちに、生徒から二、三男の就農をいかにするかというさし迫った相談をしばしば受け、また農村の実状を視察するうちに、耕地問題の解決が緊急の要務であることを痛感し、高冷地開拓と農業移民の推進を説き、そのための

実習機関として大正九（一九二〇）年九月九日に講習所の実習農場である大高根青年修養道場を開いている。その結果、のちに朝鮮への農業移民や満州への武装移民が行なわれるさいに、この講習所および道場から多くの参加者を見ることがなるのである（「山形県史」拓殖編、一九七一年三月）。

この間、加藤は自治講習所にデンマークの国民高等学校制度を採り入れることを主張するようになるが、講習所そのものは山形県の機関であるため、必ずしも加藤の理想とする方向には改編されなかった。そこで、加藤は、大正一四（一九二五）年四月に開校された日本国民高等学校の校長として転出し、講習所は加藤の直弟子西垣喜代治に継承される。しかし、それから、もちろん加藤との関係は続き、すでに行なってきた朝鮮への農業移民に加えて満蒙開拓ということが具体的な日程にのぼってくる時、山形県自治講習所と大高根青年修養道場は、「自治」と名目で、日本の大陸侵略政策の尖兵の役割を果たして行くこととなるのである。すなわち、昭和七（一九三二）年八月一日、満州への第一次武装移民の派遣が決定されたとき、大高根青年修養道場の一五〇名は、岩手県の六原農民道場の一五〇名、友部の日本国民高等学校の二〇〇名とともにこれに加わることとなり、一〇月三日に明治神宮で屯墾軍を結成し、一〇月八日に大連に上陸して開拓に乗り出している。開拓といっても現地農民を武力で追い払っての入植であつたらしいが、昭和一〇（一九三五）年四月には、大高根農民修養道場の出身者たちは、山形県の分県・分郷としての弥栄村を発足させるのである。（同上）。

さらに、昭和八（一九三三）年四月一日には、山形県南村山郡上山町に、山形県立国民高等学校が設立されているが、その「設立ノ趣旨」をみれば、当時の「農村自治」ということばの意味すると

ころがかなり明らかになると思われるので、つぎにその大要を引用する。

国民高等学校トハデンマークニ発祥シ……我が山形県立国民高等学校ハ其ノ直訳ニアラズ、其ノ模倣ニアラズ、実ニ日本皇道主義ノ理想ニ立脚シ、現実ニ即シ以テ日本独自ノ農業教育ヲ行フ学校ナリ……

而シテ教学ノ理想目的トスル所ハ農村中堅人物ノ養成ニ在リ、サレバ本校生徒ハ第一ニ、農業農村ヲ熱愛シテ茲ニ安心立命シ、土ニ生キ土ニ死スル農民道念ノ権化タルヲ要ス。第二ニ、日新日進ノ農業生産技術ヲ会得スルハ勿論、農業経営、農家経済ノ方面ニモ聡明ト毅智トヲ要ス。第三ニ、単ニ有ナル農夫タルニ止マラズ、農村自治民トシテノ自覚ノ下ニ農村機構ニ通曉シ……農村振興、農村文化建設ノ先覚指導ノ責ヲ分チ、以テ皇國弥栄ハ為メニ一身ヲ挺スル愛國的農民タルヲ要ス。第四ニ、海外發展拓植移民ハ吾ガ建國精神ノ發露ナリ……故ニ農民タルモノ宜シク皇道農業ヲ一天四海ニ恢弘スル雄大ナル拓植精神ヲ堅持スベキナリ。之ヲ要スルニ、日本伝統ノ農民道念ト時勢ノ進運ニ伴ヒ農業経営ノ修練トヲ積ミ、世ノ中ヲ提ゲ追ヒ進ム大理想ト大信念ニ立ツ國土的農民ヲ養成セントスルモノナリ（菅野正『近代日本における農民支配の史的構造』御茶の水書房、一九七八年二月、傍点―菅野氏）。

二、

山形県の農村には、このような右翼的な農本主義の運動に吸収されて行くエネルギーがあった。「狭い日本にゃ住みあきた」という掛け声とともに、大陸進出にそのエネルギーが向けられて行くことになるわけであるが、これに対し、それと基盤を同じくするところから、近代的な農民運動の形成もみられてくる。ただ、この農民運

動も、さきの「農民自治」と同一の基盤が生じてきていることから、昭和一〇（一九三五）年前後には結局、同じ次元のとき、つまり皇國農村体制に収録して行くことの意味は重要である。しかし、そこでは「農村自治」と「農民自治」といった表現はみられないけれども、とにかく、その運動の展開の過程で、事実において地主に対する「農民自治」を達成して行ったことも忘れてはならない。

山形県の小作争議の発端は、明治三〇（一八九七）年あたりから国家的な規模で推進された耕地整理とか河川改修とかの事業とのかかわりにおいて生じてくるが、私の場合、いわゆる寄生地主制というものが日露戦争前後に確立されるという視点を持っているわけであるから、小作争議はまさにそうした地主への対抗という形でひきおこされるということになる。もちろん、当時の争議はなお地域的・散発的で、組織的な広がりを持つまでにはいたっておらなかったが、まず小作料減免要求闘争として起り、地主が土地取り上げで対応するるとき、小作地取り上げ反対闘争をくりひろげるようになる。こうした闘争のなかで、一番盛りあがりをもせたのが大正二（一九一三）年に庄内の飽海郡平田郷に起った義挙団運動であり、その指導者は渡辺平治郎であった。

このような前史をふまえながら、大正一三（一九二四）年頃から近代的な農民運動が山形県においてもみられるようになるが、その場合、政党支持の問題などから、右翼の組織まで含めると、山形県には五つの運動の流れをみることができると、山形県

第一の流れは、庄内の飽海郡平田郷を中心に出でくる日本労働党―中間派―合法派支持の運動で、日本農民組合鳥海支部―飽海郡聯合耕作組合聯盟―庄内耕作聯盟―日本農民組合山形県聯合会―全日本農民組合山形県聯合会―全国農民組合山形県聯合会―山形県農民

組合↓大日本農民組合山形県联合会という系譜をもって描かれ、指導者には庄司柳蔵や小島小一郎などがいたが、大正一三(一九二四)年八月一日の羽越本線の開通によって日本農民組合新潟県联合会の応援のもとに本格的に組織されたところに特徴があり、若き日の浅沼稻治郎とか三宅正一などと人脈的なつながりが深いし、そうした性格は今でも一貫して続いている。第二次世界大戦後は、ここを足場に、山形県二区から上林与市郎、現在では阿部昭吾を代議士として衆議院に送っており、最近では阿部が社会民主連合に移ったため、組織そのものほとんど社民連の支持団体になっているように見受けられる。いずれにせよ、山形県の農民運動としては時間的に一番永続しているもので、農民運動は社会運動の一つではあっても、決してイコール社会主義運動ではないという視点に立てば、もともと農民運動的な色彩を強く持っているものということができる。その点を少し具体的にいえば、産業組合運動が出てくればそこに積極的に入り込んで主導権を握り、また農事実行組合ができればその指導層になるといって、体制を利用しながら、結果的に体制にとりこまれることにはなっても、とにかく生産農民の中核として存在し、第二次世界大戦前においては、いわゆる寄生地主に対する生産農民自身の抵抗の中核として、第二次世界大戦後においては、いわゆる自作農体制の要をなしてきたのである。

第二の流れは、西村山郡谷地町を中心とした村山の農民運動である。この方は、労働農民党―左派支持で、やがて非合法派となっていくものであるが、指導者としては秋山直吉や佐久間次良などがいる。この組織は、庄内にまず出来た日本農民組合山形県联合会が日本労働党支持から全日本農民組合に移行したため、別に日本農民組合山形県联合会を結成したもので、中央における日農と全日農との

統合によって全国農民組合ができたとき、その山形県联合会となる。そして、庄内の運動も、この時点で一たんこの方向をたどり、全山形県併として統一するかにみえたが、結局は運動方針などの喰い違いからそれができず、山形県農民組合という地方農民組合に転化したために、それ以後、山形県内の全農の組織は、庄内に竹内丑松、置賜に金子泉らの動きはあったとはいえ、ほとんど村山だけということになる。しかも、この全農山形県併は、やがて全国農民組合全国会議派山形県評議会となり、さらに全農全会派のなかでも、当時において日本共産党の中央委員袴田里見にスパイの疑いをもって査問しようとした日本共産党多数派の線につながりながら、治安維持法の弾圧のもとで昭和一〇(一九三五)年頃までに組織を壊滅させられている。今日、日本共産党山形県委員会あたりは、この村山での運動について山形県における農民運動の輝かしい伝統といった評価を与えているけれども、第二次世界大戦後の村山における農民運動とは系譜的なつながりはまったく持っておらず、かつてこの運動の地元における中心とたった人々のかなりの部分が第二次世界大戦後にはこの地方におけるもともとの反動的な勢力となっている。

第三の流れは、北村山郡大高根村を中心にして最北でみられた日本農民党または社会民衆党支持の右派の運動で、全日本農民組合同盟↓全日本農民組合系や日本農民組合総同盟系とつながりを持ちながら、日本農民組合山形県支部联合会とか日本農民組合山形県联合会とかいう組織を作っている。しかし、この流れの全日本農民組合や日本農民組合は、第一と第二の流れの全日農や日農とはまったく別組織である。周知のように、農民組合の名称は、ある組織が改称すると、別の組織がその名称を名乗るということが往々にしてあるために、左派と右派とが錯雑してみえることがあるので注意しなければなら

ない。なお、この流れは、須貝快天らとのつながりが深く、地元での指導者は青柳重平らであるが、あまり大きい運動に成長することはない。なかつたようである。

第四の流れは、米沢市を中心とする置賜にみられた動きで、政党としては国民同盟↓東方会につながる右翼的なもので、このなかから台頭するのが現在の自由民主党田中派の領袖木村武雄である。木村は、置賜農民同盟を組織しながら、昭和一一(一九三五)年前後に最年少の衆議院議員として華々しく登場し、置賜農民同盟を中核に東北皇国農民聯盟を作り、さらに山形県農民同盟を結成をすすめ、石原莞爾とのつながりのもとで東亜聯盟としての運動を展開して行く。そして、この流れは、第二の流れが潰滅させられてのちの村山地方に入りこんで、かつて日農山形県農に属していた農民たちを吸収して行った。さらに、私は農民運動と、農本主義的な、いわゆる「農村自治」とは同一の基盤にあったと述べたが、村山地方におけるこうした動きはそのことをもつとも端的に象徴している。木村はやがて東方会の代議士となるわけであるが、第二次世界大戦後も木村が山形第一区から代議士に連続当選する地盤は、もちろん置賜にあるとはいえず、西村山郡谷地町(現河北町)からもかなりまとまった票が木村に投ぜられている。第二の流れのところでもみたかつての農民運動の中心になった人々のかんりの部分が第二次世界大戦後、この地方のもつとも反動的な勢力になっていくといふのは、実はこの木村との関係と深くつながっているのである。ちなみにいえば、石原莞爾の思想を体した右翼政協協和党が小さいながら現在も河北町と山形市に存在しているが、その幹部の一人はつい最近まで河北町の助役をつとめるなどしていたのであり、その人に対する信望はその人柄もあつて決して低くないのである。

第五の流れは、庄内で昭和一一(一九三六)年八月に結成された皇道自治会で、東田川郡大和村や藤島町を中心に運動が展開されたが、その指導者は佐藤慶治郎であつた。組織の性格は、名称の示すように、皇道主義と農本主義を掲げた右翼的なものであつたが、第一の流れが産業組合運動の方向にすすんで農民運動としての色彩を後退させているとき、一時期、相当の勢力を持つていたのである。しかし、そのさい、第一の流れは、農民運動として後退をして行つたといつても、この動きとは、はっきりと一線を画していたようである。この点は、第二の流れに入つた人々のエネルギーが石原莞爾系の運動に吸収されてしまつたのとはかなり異なつていゝといえる。私が第一の流れがもつとも農民運動らしい農民運動であつたというゆゑは、実にこうしたところにあるのである。

三

山形県内の農民運動は、その間に時間的なずれを含みながら以上のような五つの流れがあつたわけであるが、このうち、同時期に存在した第一と第二の流れが、中央における全日農と日農の合併によつて全農が成立したにもかかわらず、結局、統一できなかったのはなぜであらうか。

その理由としていくつかの要因を挙げる事ができるが、その一つとして折から行なわれていた自作農創設維持政策への対応の違いがあつた。もちろん、庄内の運動においても、この問題については対応のしかたが一色ではなく、庄司柳蔵のようにこれを積極的に利用しようとして、一時期、全日農農組から離れて、庄内耕作聯盟を再組織したグループと小島小一郎のように消極的態度を持つたグループとの差はあつたが、両者はやがて山形県農民組合の結成時点において合流し、その頃から運動としては協調的色彩を強めながら、

現実の生産力担当層としての自覚のもとに産業組合とのつながりを深め、その中核部分を構成するようになって行った。これに対し、村山の運動は自作農創設維持政策に明確に反対の態度を打ち出し、無償解放論の立場からその前提としての耕作権確保闘争を展開する。

つぎに、滞納小作料の処理をめぐって、庄内の運動においてそれを組合の借金という形に持ちこもうとし、地主側に昭和株式会社という土地管理会社を作らせるといふ方向に進んだが、村山の運動においては、さきの耕作権確保闘争の一環として借金棒引き闘争をおしすすめ、当時、全国的にも有名になった小田島事件をひきおこしている。

さらに、イデオロギー上の対立では庄内の運動が合法派の線を守ろうとしていたのに対し、村山の運動がダラ幹攻撃を展開したが、このことが当時の警察に庄内の運動の指導者である庄司柳蔵や小島小一郎を詐欺横領の容疑で逮捕する口実として利用されたことは見逃せない。また、村山の運動は非法派としての性格がはっきりしてくるとき、治安維持法の取締対象となるが、それは小田島事件を契機に徹底した弾圧をおおむることになる。いずれにせよ、当時におけるファッシュ化の情勢のもとでは、国家権力は合法派、非法派のいかに問わず、農民運動の存在そのものを許さなかったわけであるから、詐欺横領事件であれ、治安維持法違反事件であれ、それによって組合の信用をなくし、それを地域の農民から浮きあがらせることに躍起になっていたのであり、その意味で両者の分裂による抗争は、結果において弾圧は不可避であったにせよ、弾圧を引き出す口実となったことは否めない。

このように庄内と村山の運動には非常に対照的な違いがあるわけであるが、そこには庄内と村山の村落構造のあり方、とくに農民の

階層構成の差が反映しているといえよう。庄内の運動は小作上層から自作農を中心としているところに特徴があった。庄内の農業経営の規模は一般に大きいわけであるが、そのことは、庄内にありながら日農県研→全農県研のメンバーとして活躍を続けていた竹内丑松が村山の運動の応援に来て、「農民というのは、こんな貧しいものか」ということを知ったと述懐しているのは象徴的である。とにかく、小作上層と自作農からなる庄内と貧農を糾合しようとした村山とは運動の質に最初からずっと違いがいついてまわっていたといえよう。

村山の場合、貧農プラス地元インテリ、それに旧制山形高校の学生が加わり、実際には山高の学生インテリイヴのもとで運動が組織されたために、非常に観念的な左翼主義、闘争至上主義にっばしる傾向が強かったことは否めない。そして、全農全派のなかでも日本共産党多数派につながって行くという経過をたどった。その結果、治安維持法による弾圧をまともにこおむるわけであるが、その過程で貧農・地元インテリ・山高学生という運動を構成した三者がそれぞれたどられた帰趨には非常に興味深いものがある。まず、外部から参加した山高学生たち、彼らはいずれも卒業と同時にあるいは中退したり退学処分となったりして運動に参加した者であったが、彼らの指導する運動が治安維持法に触れ、天皇制と対決するものであることが明らかになってきたとき、彼らよそ者は、石をもて追われるごとく、谷地町から追い出されてしまう。また、地元インテリは、よそ者でなかったために、むらに留まって生きて行くには単に運動を離れるという以上の身のあかしを立てる必要から極端な転向を強いられた。秋山直吉について二代目委員長をつとめた佐久間谷雄など、みずから組織の切り崩しの先頭に立ったり、

また、砂田重蔵は、やがて特高刑事としてかつての仲間を取締る側にまわっている。さらに、青木明義は、この時点での転向後の動きは明らかでないが、第二次世界大戦後になってPTA会長として日本教職員組合の組織が谷地町の小中学校に作られようとしたとき、積極的な妨害活動に狂奔している。ここに天皇制というものが一人一人の人間に重くのしかかっていた状況というものをいまさらながら痛感せざるをえない。それから、これはあまり知られていないことであるが、石をもて追われ、山高出身者たちも、たとえば秋山直吉など、同級生に新興財閥の森コンツェルンの一族がいた関係で、そこに拾われ、昭和アルミという会社の重役になっている。たしかに、谷地に離れた時点では転向せず、石をもて追われ、そして逮捕されても、結果的には農民運動とは位相を異にするところに生活の場を求めて行っているわけである。しかし、このような形で、よそ者はいなくなり、地元インテリは一八〇度の転向をしてからも、農民運動を必要としたような貧農の状態はまったく変わっていないから、そこに石原莞爾の思想を掲げた木村武雄の運動が全農にかわって入りこんでくることとなったのである。太田吉太郎という日農県聯の結成時からの組合員が、全農のなくなったのち、地主に対抗する必要から木村武雄の運動に加わることになったといっていることはなかなか重要である。このような人々にとって農民運動が教えて行ったものは、集団して地主にあたるのが一番有効であるということであり、それはさしあたり右の勢力であれ左の勢力であれ構わないという認識を農民たちに持たせたことであった。庄内に皇道自治会が出て来たことも、庄内の伝統的農民運動にかかわって来た人々はこれと一線を画していたとはいえず、とにかく現状に不満な農民のなかに地主と対抗するにはイデオロギーは何

であれ集団を持ってやることも効果的であるという考えが醸成されていたことと決して無関係ではなかったのである。

四

ここで国や県、さらに市町村の実施した「農村自治」政策について一言しよう。

昭和七（一九三二）年一〇月に農林省訓令第二号として、「農山漁村経済更生計画ニ関スル根本方針」が出され、それにもとずき「農山漁村経済更生計画助成規則」が作られているが、いわゆる経済更生運動というのはこれによって推進されたものである。山形県では早速、山形県振興委員会を発足させ、昭和七（一九四二）年一月から昭和一〇（一九三五）年一二月にかけて、その指導のもとにくつつかの市町村を指定して経済更生計画が作られているが、現在の山形市域に属する村として、南村山郡南沼原村・滝山村、東村山郡大郷村・金井村・出羽村・大曾根村、南村山郡村木沢村、東村山郡楯山村、南村山郡本沢村・東沼村・柏倉門伝村において作られた計画書が残っている。これら計画書は一定の雛型にもとずいて作られたもので、「華村一致ノ自覚」のもとに、「一、自力更生信念ノ確立、二、生産能力の拡充、三、自給生活ノ充実、四、経済組織ノ改善、五、協同組織ノ整備」といったことが目標に掲げられており、その実現の方法はもっぱら農本主義的な精神主義に求められているが、その本意とするところは、国や県は金は出せないから、農民たちにとにかく「自治」でもって更生をはかれという点にあった。それが行政がこの時期にすすめた「農村自治」の実態であったのである。極端とも思える精神主義の強調はこうした実態と実は裏腹の関係にあったとみることができよう。そして、これに天皇の内帯金をもって作られた郷倉や三井・三菱の義捐金をあてた作業場が結びつ

いて来る。

山形県の場合、経済部長田村治が先頭に立って郷倉の普及をはかり、また五人組制度の復活をもって農村更生の実をあげようとしているのである。この田村 という人は共産村落の研究などの業績を有する研究者でもあった。また、当時、県の経済部や民生部によって刊行された「更生叢書」と銘打った一連のシリーズでは、とにかく「自力更生」のキャンペーンが華々しく行なわれているが、東田川郡羽黒町松ヶ岡にある松ヶ岡開墾場が武士の共産村落としてそのような「更生運動」のモデルとされているのも注目される。ちなみにいえば、この開墾場は、明治五（一八七二）年に鶴岡藩の旧藩士による士族授産事業としてはじめられたもので、特異な土地共有制度を持ちながら、農地改革後の今日にまでいたっている（岩本由輝「松ヶ岡開墾場における士族授産事業の展開」、『歴史の研究』第一四号、山形歴史学会、一九七二年一月）。

「自力更生」といえば、昭和七（一九三二）年八月の、いわゆる「時局匡救―救農議會」と称された第六回臨時議会で決定された救農土木事業の実施があるわけであるが、これは国や県が市町村に補助金を出して道路の建設や改修など土木事業をおこし、窮乏した農民に対し現金収入の途を講ずるといふ緊急の目的をもってなされたものであった。私はいまこの点について、福島県相馬郡の阿武隈山中の飯館村、当時の新館・大須組合村と飯曾・石橋組合村における救農土木事業の展開をみているが、その事業の実施にあたって国や県から補助金が来ても、それが満額でないことから村財政を現実非常に苦しめることになっていくことがわかる。しかし、とにかく地元負担をやらなければ事業を達成することができないから、村税の制限外課税や受益者に対し指定寄附を求め、それを採納して何と

か切り抜けようとする。ところが両組合村とも、すでに村税の滞納額が三割を上まわっている状況のもとでは制限外課税をやっても滞納率が増すばかりであった。そこで起債ということになるが、これも必ずしも順調に行かず、国や県の補助金年度内消化にあわせて個人などからの短期借入、そして借替で切り抜けることになる。しかも、それを専決によって行なうことから、新館・大須組合村では村長の佐藤章と助役兼収入役の青田吉雄が業務上横領事件などを派生させている。また、国や県の補助金が年度途中にしかも何回にも分けて来るために、予算の追加更生を頻繁にやらなければならなくなってくる。つまり、補助金に頼らなければならぬ財政状況では、当初予算は非常に名目化してくるようになるが、今日の、いわゆる「三割自治」の淵源は、こうしたところまでさかのほれるのではなからうか。このような事態の進行のなかで、昭和一〇（一九三五）年一月一〇日に飯曾・石橋組合村の村長の今野確造が内閣総理大臣・内務大臣・大蔵大臣あてにつきのような意見書を提出しているが、その内容は、

意 見 書

地方財政調整交付金制度ヲ速ニ設定セラシムコトヲ望ム。

理 由

近時町村財政ハ法令其ノ他ニ依ル義務負担ノ増嵩ト財源ノ涸渇トニ依リ始ト経理不能ニ陥リ、今ヤ寔ニ憂フヘキ情勢ヲ以テ推移スルノ止ムナキ状態ニ在リ。之ヲ匡救シ、国民負担ノ不均衡ヲ是正スルハ、当ニ刻下当面ノ喫緊要務タリ。政府ハ宜シク地方自治体ノ財政力ト税源分布ノ実情ニ鑑ミ、速ニ地方財政調整交付金制度ヲ実施セラレンコトヲ切望ス。

右町村制第四十三條ニ依リ意見書提出候也。

というものであった。財政的裏付けなしの「自力更生」という名で行なわれる「自治」に對しなされた地方自治体の首長の悲鳴ともいえる訴えといふことができよう。

五

ところで、現在において、「農村自治」あるいは「農民自治」という問題を考へて行くとき、私は「共同体見直し論」とか「むら見直し論」といったものにはよほど注意してかからなければならぬといふいつもの主張をここでもまた強調しておく必要があると考へる。たとえば、色川大吉氏が「部落成員の平等主義の原理」にもとずいて、「『出すぎたクギは打て』、極端な富と力の寡占化、タテ社会化は、共同体の命とりになる。そこでムラ内の平準化を求め、自浄作用が生じ、富豪が懲罰にあつて世直しの祭りが行なわれるのである」とか、「部落共同体に内在している抑制原理は、しばしば部落内的一致と平準化をめざす方向で働く」（色川大吉「近代日本の共同体」、鶴見和子・市井三郎編「思想の冒険」筑摩書房、一九七四年八月）とか述べていることを承けて、平山和彦氏が、

私は、色川氏のこうした発言がアプリアリなかつたかちでなされて、いる点にいささか疑問を感じるのだが、しかし私としてもかかる指摘はおそらく當つているものと考えている。たとえば、きだみのるが以前住んでいた八王子市下恩方の辺名という一市からなるる小部落（……）では、親方とよばれる世話人一名と二人の補佐によつて部落の運営がとりしきられていたが、部落内には一種の平等の原理が働いているといふ。すなわち、きだの表現によれば、「世話人が寄付に吝（けち）な出し方をすると子方、例えばニコヨンは笑う自由がある。——へえ、それんべえ出して世話人

に立てられるんじゃここは余つほど好え部落よな。すると世話人はシンプシブ金額をふやす」といふのである。またこの寄合では多数決でものごとを決めず、「部落を一本にしぼる」と称して必ず全会一致にもつていくといふ。

私が調査した長崎県対馬の大字廻という部落では、区長に、任すると部落の人人を全員招待し、飲みたいたけ酒を出す慣習があり、出費がかさむといふことである。第二次大戦中の記録では、区長に初めて当選したものは部落（金八円の披露金を差し出すことが義務づけられていた。なお、廻部落の戸数は一八七二（明治五）年に三八、明治末から大正期にかけては三三戸で、これがみな対馬地方一般にみられるホシコ（本戸）であるが、その後よそからの寄留者と分家によつて一九六九年当時は五〇世帯。本戸のうち一〇戸は「土族」で、少なくとも大正期までは区長は「土族」一〇戸の廻り番であつた。寄合での議決は、区長がその場の空氣をみて多少の不平はあつても決定し、後で文句をいわせない、といふ。

という事例を挙げ、「辺名部落における親方の寄付と廻部落における区長の宴会との間にはある種の共通性が指摘できるであろう。すなわち、いずれも一種の八有名税✓もしくは八反対給付✓であり、これらは平準化のいみをもつといふことである」（平山和彦「近代における共同体覚書」、『史潮』新二号・特集八共同の歴史的意義✓、弘文堂、一九七七年七月）といふ主張を行なっている。しかし、こうした事例は、決してそのいふごとく共同体の平等性や平準化の状況を示すものではなく、むしろ共同体がその本来の性格を失なつていくことからくる親方や区長の統治策の一つにすぎず、しかもそうした過程で行なわれる「部落を一本にしぼる」といふ形での全会一致、反対はあつても反対することができないようにして行く

やり方は、明治以降、共同体としての本来の機能を失なったにもかかわらず、個人の自立を妨げる疑似共同体として国家権力から存在を容認されて十二分に利用されたものにすぎないのである。そこには、親方や区長のおごりにたかる物質的根性があるだけで、「平等化」とか「平等性」とは無縁のものであり、そのようにみるのは、ためにする共同体の美化に通ずるのみである。村ぐるみ・部落ぐるみの選挙違が、おきる原因はまさにこうしたところにあるのである。平山氏のような気楽な共同体評価の視点に立てば、助役選任をめぐってひきおこされた山形県や南陽市や尾花沢市の贈収賄事件などはもつとも模範的な「農村自治」。「農民自治」ということになりかねないのである。このような事件をみずからの進歩性を誇示するために地方の後進性の象徴とみなす考えも頂けないが、その裏返しのなとらえ方もまた始末が悪い。私たちは、これらの事件が決して、今は昔の物語としてではなく、眼前において行なわれている現実を直視しなければならぬ。それなしに「農村自治」・「農民自治」などをすすめるれば、疑似共同体の呪縛にみずからはまりこんでしまうことになる。

また、共同体の問題を考えるとき、これを自然村の概念とはつきり切り離して考えることが是非ともなされなければならない。鈴木栄太郎のあげる農村にみられる「行政的地域集団、近隣集団、氏子集団、檀徒集団、講中集団、経済的集団、官制的集団、血縁的集団特殊共同利害集団、階級的集団」の「十種目」(『鈴木栄太郎著作集』第一巻、未來社、一九六八年四月)はいずれも超歴史的なものにすぎず、共同体にとつてもつとも本来的な労働組織や生産組織が入っていないことからみて、鈴木が自然村理論を構築するにあたって対象とした農村はすでに共同体ではなかったことがここでは立証されていることに気づく必要がある。それにもかかわらず、自然村Ⅱ

旧藩政村Ⅱ共同体といったシェーマが結構まかりとおっているのは、私にとつては奇異というほかはない。その意味で、私はあえて自然村理論と共同体理論の峻別、あるいは共同体理論の自然村理論からの袂別を主張するのである。

また、玉城哲氏は、「伝統的な部落の機能が麻痺してしまつたいま、やはり共同体にかわる共同社会的な資源保全のシステムが必要になつてきている」とし、「コミュニティの再生が必要だ」と主張しているが、そのさい、「それは部落の復活ではなく」「個人の人格的自由を基礎にした『市民的』な共同社会をどのようにつくりあげてゆくかということなのであり、「イエ連合的なムラをこえ」と述べていることは、私にとつてそれなりに説得的である。しかし、玉城氏が「私はムラを復活しろとか、村落共同体の社会をそれ自体として再評価しろとかいっているわけではない」ことを強調し、「ムラがもつていた個人の人格の成長にたいする否定的作用を重視しているつもりである」といいながら、「それにもかかわらず、ムラや村落共同体、そしておそらく共同体そのものももつていた人間生活にとつて欠くことのできない原理的な要素を再評価することが重要だと考えている」のであり、「それを現代の社会、あるいは将来の社会への導きの手がかりとすることはできないのか」(玉城哲「稲作文化と日本人」(現代評論社、一九七七年九月)という問題を提起した部分にはいささかひっかかるものがある。ここで玉城氏のいっている「共同体そのものももつている人間生活にとつて欠くことのできない原理的な要素」というのもう一つはつきりしない。そして、もし、そうしたものがあつたとして、それだけを、「共同体の人格の成長にたいする否定的作用」から分離して抜き出すことは

可能なのであろうか。私はそれを原理的と呼ぶかどうかは別として、共同体の本来的なものは労働組織・生産組織であると考えており、生産力の発展によってそうしたものがなくなつたところに行くつかの共同が存在していたとしても、それらはもはや共同体という有機的結合体を意味するものではないはずである。そのような共同はつねに必要なに応じて作られたり、必要がなくなれば解消して行くのであつて、それが水なら水をめぐる利用組織ではあつても、そのような単一の機能による地域的なつながりを共同体という次元でとらえることはできない。もちろん、人間にとってつねに共同生活圏といったものは必要であり、また共通文化圏といったものも存在するわけであるが、それこそ玉城の志向する「個人の人格的自由を基礎にした『市民的』な共同体」というべきものではなからうか。しかし、それが有機的な結合を意味する共同体に何らかの形でつながりを持たせようとすれば、結局、「個人の人格の成長に対する否定的作用」を排除することができず、「個人の人格的自由を基礎にした『市民的』な共同体」とは矛盾することになることは否めない。よしんば、「個人の人格的自由を基礎」にして成立する近代社会、資本主義的な商品経済社会が商品の物神性に規定されて人間疎外的状況を生み出すとしても、そうした状況からの回復のために共同体を持ち出すことは安易であり、やはり危険といわざるをえない。

最後に、共同体の見直し論者のなかには、現代を人類にとっての危機としてとらえて、資本主義も社会主義も超えてという方向へ議論を展開するかのような傾向すら見受けられるが、こうした考えからは社会主義はみずからの意識の上で実に簡単に「越え」ることができて、決して資本主義を超えることはできないのである。しかし、今日のように、社会主義を僭称する体制はこの地球上に数

多くあろうとも、それらはすべて社会主義ではないという以外に社会主義にとって救いはないと思えるような現象の多い状況のもとでは、資本主義も社会主義も超えてといった議論が結構な大きい力を持つてくることになるのではなからうか。村研の共通課題である「農村自治」の問題も、そうしたことを十分に念頭に入れた上で、具体的な歴史の展開をふまえながらじっくりと考察を加えて行く必要がある。ただ、その場合、研究者が「農村自治」を「農民自治」としてとらえ、みずからのイデオロギーにおいてそこに「革新」を期待して思い入れをするならば、やがてその研究者はみずからを映画「七人の侍」のラストシーンのなかに見出すことになるであらう。